

本庁及び神戸簡易裁判所における令状事件等事務処理要領 2(2)アの定めにより、
当番表作成要領を次のように定める。

平成 24 年 10 月 1 日

神戸地方裁判所刑事部上席裁判官

令状当番表作成要領

1 時間内当番

(1) 割当て名簿の作成

令状事件等事務処理要領（以下「事務処理要領」という。） 2(3)ア(ア)に定める裁判官について、[] に割当て名簿を作成する。

(2) 令状当番表の作成

事務処理要領 2(3)ア(ア)の割当て割合に基づいて [] に割当表を作成し、同表の割当欄に割当日を記入する方法により第 1 順位の裁判官から順次、事務処理要領 2(3)ア(ア)の割合いで割り当てる。

割当日は神戸地裁の裁判官については []，神戸簡裁の裁判官については [] とする。

[] については上記 a 又は b に定め [] を割り当てる。原則的に b グループの裁判官には [] を割り当てその余を a グループの裁判官に割当てる。[] となる場合は [] にも割り当てる。

以上の割当てを令状当番表に転記する。

2 日直当番

(1) 割当て名簿の作成

事務処理要領 2(3)イに定める裁判官について、[] に割当て名簿を作成する。裁判官が兼務の場合、[] [] で名簿に登載する。この名簿は、[] 現在の名簿によるこ

とし、転入、新規の場合のみ [] して追加登載する。家裁本務で令状当番が当たる裁判官については、 [] に登載する。

(2) 令状当番表の作成

割当て名簿を基に割当表を作成し、その [] の裁判官から順次割り当て、令状当番表を作成する。割当順位は [] とし、 [] の場合は [] とする。

3 夜間当番

(1) 割当て名簿の作成

事務処理要領 2(3)ウに定める裁判官について、 [] の順に割当て名簿を作成する。

(2) 令状当番表の作成

割当て名簿を基に [] と、 [] でそれぞれ割当表を作成し、その [] 割り当て、令状当番表を作成する。この場合において、割当て日が [] となることはできる限り避けることとする。

4 [] の回避

(ア) 日直当番を割り当てられた裁判官には、 [] 及び [] を割り当てない。

(イ) [] は、可能な限り [] とする。

(ウ) 転入者については、その [] の間、割当を免除する。

(エ) [] を割り当てられた裁判官には、できる限り [] を割り当てないよう配慮する。

5 日直当番の応援

事務処理要領 2(3)クの応援裁判官については、 [] を起点として、割当表 [] に応援順位表を作成する。

5 令状当番表作成の期日

令状当番表は、遅くとも1箇月前までに作成する。ただし、4月1日から4月15日までのものは、3月上旬に作成する。[redacted]の令状当番は[redacted]で行う。

6 鑑定入院命令当番

(1) 鑑定入院命令当番表の作成

事務処理要領7(1)に定める裁判官について、[redacted]で鑑定入院命令当番表を作成する。

(2) 鑑定入院命令ごとに(1)の当番表の[redacted]割り当てる。

(3) 割り当てられた裁判官に差し支えがある場合には、[redacted]割り当てるものとし、次回以降の鑑定入院命令の当番は、[redacted]として、以下、割り当てる。

7 その他

在外研究等により長期不在が予定されている裁判官への割当て方法、その他割当てについて疑義がある場合は、刑事部上席裁判官の指示するところによる。

附 則

この作成要領は、平成17年1月1日から実施する。

附 則

この作成要領は、平成17年7月1日以降の割当て分から実施する。

附 則

この作成要領は、心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行の日以降の割当て分から実施する。

附 則

この作成要領は、平成20年10月1日以降の割当て分から実施する。

附 則

この作成要領は、平成21年5月1日以降の割当て分から実施する。

附 則

この作成要領は、平成25年1月1日以降の割当て分から実施する。